

第11回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月24日(金) 午前9時～午前9時59分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 12名  
会長 15番 重村 耕一郎  
会長代理 1番 梶 重明  
委員 2番 福島 昌信                   9番 神掛 ちず子  
          4番 園山 秀国               10番 中尾 隆  
          5番 高橋 慶生               11番 竹ノ内 春則  
          6番 前田 格男               12番 興邊 雄次  
          7番 清水 隆一               13番 上水流 政俊  
          8番 萩原 とよ子           14番 上窪 華
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - (1) 開 会
  - (2) 議事日程について
  - (3) 議事録署名委員の指名について
  - (4) 会期の決定について
  - (5) 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 ( 6件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ( 2件)
    - ③ 農地中間管理事業の耕作者変更について (10件)
  - (6) 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
    - 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第5条に規定による地上権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 4件)
  - (7) その他農政一般事項
  - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議長 それでは只今から、第11回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、10番中尾委員と11番竹ノ内委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページになります。①合意解約申出書6件です。番号1。貸人、鹿児島市〇〇〇〇。借人、湧水町米永〇〇〇〇。土地の所在 北方字柁〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年12月26日から令和10年12月31日。解約の理由、土地を売買したため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年4月22日。番号2。貸人、湧水町田尾原〇〇〇〇。借人、鹿児島市〇〇〇〇。土地の所在、田尾原字皆田ヶ山〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年9月1日から令和13年8月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年5月31日。番号3。貸人、湧水町稲葉崎〇〇〇〇。借人、湧水町稲葉崎〇〇〇〇。土地の所在、稲葉崎字大迫田〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和5年6月1日から令和15年5月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年4月26日。番号4。貸人、湧水町北方〇〇〇〇。借人、湧水町木場〇〇〇〇。土地の所在、北方字原牟田〇〇田〇〇㎡ 他1筆 計2筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年5月1日から令和7年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡し時期、令和6年4月30日。番号5。貸人、鹿屋市〇〇〇〇。借人、湧水町田尾原〇〇〇〇。土地の所在 北方字内原〇〇田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年5月1日から令和11年4月30日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年4月23日。番号6。貸人、小林市〇〇。借人、湧水町川添〇〇〇〇。土地の所在 川添字中丸〇〇田〇〇㎡ 他2筆 計3筆 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年4月26日から令和8

年4月30日。解約の理由 耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年5月8日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議長 無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者、湧水町北方 ○○○○。権利取得日、令和6年1月22日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方麦生田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 他3筆 田3筆 畑1筆の計4筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は有です。次に番号2。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和6年1月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場片ツ山○○ 地目は田 面積は○○㎡。外11筆 田8筆 畑4筆の計12筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 次に、農地中間管理事業の耕作者変更について 事務局の説明を求めます。  
事務局 これにつきましては、農地中間管理事業を通して利用権設定がなされた農地について、これまでは、使用貸借権が賃貸借に変わるとか、また賃貸借が使用貸借権に変わるとか、また中間管理事業から基盤法に変わる場合や売買を行う場合、契約の内容が変わる場合には、農地バンクと所有者の合意解約を行って、総会で報告をしてまいりましたが、耕作者だけを変更する場合は報告はしておりませんでした。しかし令和6年4月から、耕作者だけを変更する場合も総会で報告することとなったため、今回から報告させていただくものです。なお内容としては、新しい耕作者が農用地の全てを効率的に耕作する全部効率要件や必要な農作業に常時従事する常時従事要件等を確認していただくこととなりますが、議案ではなく報告としていることについては、国の通知や県農業会議の指導あるいは近隣市の対応に合わせたものとしております。それでは、説明いたします。資料の4ページをご覧ください。上の段が賃貸借、下の段が使用貸借となっております。合計だけ申し上げます。賃貸借の田が、20,088㎡、畑が3,632㎡、計の23,720㎡。使用貸借の田が、4,952㎡。計も4,952㎡。合計で、28,672

m<sup>2</sup>となっております。資料の5ページから6ページに、個別明細がございますのでお目通しをお願いいたします。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
4番 4番園山です。前の耕作者について記載がないが、以前に合意解約の形で報告がなされているということですか。

事務局 合意解約の形では報告しておりませんが、農地中間管理事業で耕作者から農地バンク、農地バンクから耕作者に貸し付ける場合には議案として審議していただいております。この報告の目的については、新しい耕作者がちゃんとした耕作者であるか、要件を満たしているか確認していただくものです。

議長 他にありませんか。他に無ければ、以上で農地中間管理事業の耕作者変更についてを終わります。

議長 以上で、事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第108号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号23号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 8ページです。日程第1 議案第108号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から23です。下の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田54,172 m<sup>2</sup>、畑1,060 m<sup>2</sup>、小計55,232 m<sup>2</sup>です。9ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田43,404 m<sup>2</sup>。次に使用貸借分の田10,768 m<sup>2</sup>、畑1,060 m<sup>2</sup> 計11,828 m<sup>2</sup>です。合計で田が54,172 m<sup>2</sup>、畑1,060 m<sup>2</sup>、合計55,232 m<sup>2</sup>です。10ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長 まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、5番高橋委員と11番竹ノ内委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(高橋委員・竹ノ内委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しま

した。

議 長 高橋委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(高橋委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号2号を審査します。整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、11番竹ノ内委員が抵触しますので、このまま審査いたします。整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。

議 長 竹ノ内委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(竹ノ内委員着席)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、10番中尾委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(中尾委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号3号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号3号については、承認することに決定しました。

議 長 中尾委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(中尾委員着席)

議 長 次に、整理番号4号から整理番号23号を審査します。整理番号4号から整理番号23号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号から整理番号23号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。

事務局 整理番号1号から整理番号4号について、事務局の説明を求めます。  
8ページです。地区別集計表の真ん中です。合計だけ申し上げます。田が10,370㎡、畑が4,912㎡ 小計15,282㎡です。続きまして、総会資料の18ページをご覧ください。議案第108号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(2)所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在 川西字走馬〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇㎡。渡人, 名古屋市 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年5月24日。受人は認定農業者です。次に整理番号2。土地の所在 鶴丸字山下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人, 湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は水稻。売買価格は〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年5月24日。受人は認定農業者です。次に整理番号3。土地の所在 北方字内原〇〇 地目は田 農振内 面積が〇〇㎡。渡人, 鹿屋市 〇〇〇〇。受人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡です。利用目的は水稻。売買価格は全部で〇〇万円。移転時期, 引渡時期は令和6年4月25日。受人は認定農業者です。次に整理番号4。土地の所在 米永字浜場〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡, 他田10筆, 畑6筆, 計17筆 面積〇〇㎡です。渡人, 湧水町米永 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。経営面積〇〇㎡。利用目的は牧草。親族からの贈与です。移転時期, 引渡時期は令和6年5月24日。受人は認定農業者です。以上です。

議 長 それでは、まず整理番号1号について審査します。整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

8 番 8番萩原が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第108号整理番号1の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は調査委員の報告は承認相当と

ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号2号について審査します。整理番号2号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

8番 8番萩原が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第108号整理番号の2の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページ、5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、整理番号3号について審査します。整理番号3号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

4番 4番園山が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第108号整理番号の3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。整理番号3号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号4号について審査します。整理番号4号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4番園山が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第108号整理番号の4の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、9ページ、14ページをご参照ください。申請内容は、贈与による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当ということですので。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号の所有権移転の資格審査については、承認することに決定しました。  
以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。
- 議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第109号から議案第110号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 20ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第109号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字堀ノ原〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積が〇〇㎡の農地です。渡人、鹿児島市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。労力総数1。申請事由は農業の開始です。売買価格は〇〇万円です。次に議案第110号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字鉄山〇〇 地目は田、農振内 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡の農地です。渡人、湧水町北方 〇〇。受人、伊佐市菱刈 〇〇。労力総数2。申請事由は農業の開始です。売買価格は全部で〇〇万円です。以上です。
- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第109号について審議します。議案第109号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8番萩原が報告します。農地法第3条に係る議案第109号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の15ページから17ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，面積が広いので除草作業をしっかり行うよう指導しました。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第109号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第109号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第110号について審議します。議案第110号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第3条に係る議案第110号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページから20ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 確認です。売買価格が約〇〇反歩で〇〇万円ですが，この辺りはこのくらいの価格なのですか。

事務局 後ほど，非農地証明の議案もありますが，それも含めて〇〇万円ということですので。もともと，相対で耕作されていて，今回正式に売買したいということです。

議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等なければ，議案第110号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第110号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第3条に規定する所有権移転の許可申請についてを終わります。

議長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題と  
します。議案第111号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について 議案111号。土  
地の所在 木場字水窪〇〇，畑 農振外，面積〇〇㎡，地種2種。申請人  
湧水町木場〇〇番地 〇〇〇〇。形態は転用です。用途は一般住宅。申請  
事由は、申請人の子供がUターン移住するにあたり、申請地の住居を建設  
したい。以上です。

議長 議案第111号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員  
の報告をお願いします。

7番 7番清水が報告します。農地法第4条に係る議案第111号の現地調査の報  
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書  
をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考  
資料の21ページから25ページを参照してください。周囲の状況は、北  
は畑，東は道路，南は駐車場，西は畑です。一般基準の他法令関係につ  
いては、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特  
にありません。添付書類は、位置図，地積図，被害防除計画書及び誓約書，始  
末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する  
許可基準に照らし、「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，  
また転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はない  
ので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第111号は、調査委員の報告は許可相当  
ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ござ  
いませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第111号につきましては、許可相当と認め県知  
事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による地上権設定の許可申請につ  
いて を議題とします。議案第112号を上程します。事務局の説明を求めま  
す。

事務局 22ページです。日程第4 農地法第5条の規定による地上権設定の許可  
申請について。議案第112号。権利，地上権設定。所在，木場字黒岩〇〇。  
地目畑。農振外。〇〇㎡，他1筆 計2筆 面積〇〇㎡。地種は2種。貸  
人，湧水町木場 〇〇〇〇。借人，〇〇〇〇。用途，太陽光発電施設。申

請事由，当社の工場での使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することにおいて，脱炭素・地球温暖化防止対策・SDG sの一貫として事業を発展させていきたい。以上です。

議 長 議案第 112 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 112 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 26 ページから 31 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は原野，東は原野，南は原野，西は原野です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書・位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書などがありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」 また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 112 号は，調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 112 号につきましては，許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第 5 条の規定による地上権設定の許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第 5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 113 号から議案第 116 号までの 4 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 23 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 113 号。願出人，千葉県 ○○○○。土地の所在，幸田字スダレ山○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は○○㎡の農地です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして 10 年以上耕作放棄され，かつ将来的にも農地として困難なため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条第 2 号，第 3 号です。次に議案第 114 号。願出人，湧水町恒次 ○○○○。土地の所在，稲葉崎字蘭下○○ 地目は

畑 面積は〇〇㎡。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、約60年前、農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第3号、第9号です。次に議案第115号。願出人、東京都 〇〇〇〇。土地の所在、木場字池迫〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡の農地です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、10年以上耕作放棄され、森林。原野化し農地への復元が困難なため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第7号です。次に議案第116号。願出人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在、幸田字鉄山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡の農地です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成10年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条第2号、第3号、第6号、第7号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず、議案第113号を審議します。議案第113号については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 1 番 11番竹ノ内が報告します。非農地証明願いに係る議案第113号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページから36ページをご参照ください。調査意見は、申請地は10年以上前から耕作放棄され、また雑木林となっており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第113号については調査委員の報告は非農地判定ということですが。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案113号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第114号について審議します。議案第114号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

- 4 番 4 番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第 114 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 32 ページ，37 ページから 39 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は約 60 年前に農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 3 号，第 9 号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第 114 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 114 号につきましては，非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に，議案第 115 号について審議します。議案第 115 号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。
- 7 番 7 番清水が報告します。非農地証明願いに係る議案第 115 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 40 ページから 42 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は 10 年以上耕作放棄され原野化しており，今後の農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2 号，第 3 号，第 7 号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ，議案第 115 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案 115 号につきましては，非農地と認め 非農地

証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第 116 号について審議します。議案第 116 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

11 番 11 番竹ノ内が報告します。非農地証明願いに係る議案第 116 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 32 ページ、43 ページから 46 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 10 年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化しており、今後の農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第 116 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案 116 号につきましては、非農地と認め 非農地証明を発行することに決定しました。

議長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。  
(なしの声あり)

議長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 11 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 59 分